

## 会議録(要旨)

1 会議名 令和5年度第4回北九州市障害者施策推進協議会

2 会議種別 付属機関

3 議題

(1) 北九州市障害者支援計画(試案)について

(2) 市民意見提出手続(パブリックコメント)の実施について

4 開催日時 令和5年11月21日(火)  
18時30分～20時20分

5 開催場所 市役所本庁舎 3階 大集会室  
(北九州市小倉北区内1番1号)

6 出席者氏名

【委員】(50音順、敬称略)

池田委員、伊野委員、今村委員、小野委員、榎委員、落野委員、小橋委員、  
柴田委員、白川委員、田中委員、鳥越委員、中村委員(会長)、民田委員、  
森委員、森川委員、山田(貴代加)委員、山田(貴広)委員  
(計17名)

【事務局】

障害福祉部長、障害福祉企画課長、障害者支援課長、指定指導担当課長、  
精神保健・地域移行推進課長 等

7 会議経過(発言内容)

委員から事前提出意見について

(事前提出意見内容)

「横断的視点」の「4 障害のある子ども、高齢者及び複合的に困難な状況に置かれた人に配慮した取組みの推進」について、「複合的に困難な状況に置かれた障害のある人(特に女性、子ども及び高齢者など)に配慮した取組みの推進」に修正することを提案する。

- この半年間の相談支援の業務に携わった経験から、本市においても障害の分野では女性の問題、性差問題というのは実際にあると実感をしている。

特に意思決定支援が必要な女性、知的障害をお持ちの方など、性産業に巻き込まれる事例等、障害のある方の性差の問題というのは実際にあるという実感している。内閣府の障害者差別解消の推進に関する基本方針の中にもしっかりと女性についてのことは表現されているので、括弧書きの中でせめて女性という表現を入れたらどうか思い提案したものである。

- 障害者権利条約で女性に関する記載があることと、障害のある人に関わらず、最近では男性の性被害も取り沙汰されているので、やはりジェンダー平等という観点の意見もあるのは当然のことと思う。

なので、このジェンダー平等の観点も踏まえつつ、障害者権利条約での女性への手厚い支援が必要ということもあるので、そのあたりがうまく表現できれば一番よいが、どういうふうに表現すべきかは私には判断できない状況である。

- 特に性別を意識するのであれば、性別に関わらずという文言をその中に入れれば提示できるのではないか。

- 簡単に言うと日本の文化というか、日本の今までの形成されてきた社会が、残念ながら性の問題に関して著しく遅れていることを日本国全体の問題として認識すべきである。

一方で、グローバルの中でジェンダーの問題は、未だに「女性、男性」と言うような状況はもう既に時代遅れだと思う。

だから、この問題を北九州市の中でどう考えるのかというのは、非常に多角的に捉えながら、表現をどのような形で落ち着かせるのがよいのか、それから、これは今後時間が経てくれば、当然グローバルスタンダードに持っていくべきなので、この両立をうまく表現して、計画期間の中で改革していくべきであるというところを付則のような形を付けておくことは大事なことでないかと思いました。

- 方向性としては、まさに性別に関わらずと言いたいところだが、まだプロセス的なところもある、その中で「女性」についてどれくらい大切に重要視しておくのかという微妙な時期になるかと思う。結論としては、会長と事務局にご一任いただき、最終案をつくらせていただくということにさせていただく。

## 議題（1）

### 北九州市障害者支援計画（試案）について

### ■ 8 - (3) - 2 (就労支援の充実と就労後の定着支援)

- 「一般就労に伴う生活面の」と限定されている表現になっているので、「生活面を含む」というふうにかえてはどうか。そうすると、その下の「就業面及び生活面からの一体的な支援を実施します。」というのにつながると思う。

それと、選挙の支援や移動投票所について、どこに記載されているのか。

(事務局)

まず就労の支援の文言「生活面を含む」という表現について、検討させていただきたい。

選挙については資料1の59ページ、「1 - (3) - 6」に記載している。また、移動投票所について計画に記載すべきとのご意見は関係部署の伝えたいと思う。

### ■ 社会情勢の変化

- (障害福祉サービスに従事する人の)雇用の確保ができていないところで、交通網の弱体化、無人駅だとか、それから、あと外出支援に関するサービスが十分に提供されていないくて、結果的にサービスが実際に受けられないことがある。この雇用の部分が、なかなか回っていない部分に対して、実際に介護事業者の雇用の賃金のアップといったところぐらいが入っていて、実際に社会情勢の変化の中で、障害についても(外出することは)権利ということで捉えていくのが必要でもう少し踏み込んで欲しい。実際にサービスが十分に受けられていない、そして、交通移動の中で、なかなか障害のある方が利用できないという背景をきちんと記してはどうか。

(事務局)

社会情勢の変化のところについては、大きな視点で書いている。今回の新型コロナウイルス感染症や、それとか災害時における避難所関係やSDGsの大きな視点である「誰一人残さない」といったところや、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「心のバリアフリー」ということを記載している。

サービスが受けられなかったとか、支援する介護職の方がいないのでできないといったような課題というのは十分承知している。それに関するご意見については関係部局に伝える。

### ■ 1 - (4) - 2 (障害特性や必要な配慮等に関する市民の理解の促進)

### ■ 8 - (3) (障害特性に応じた就労支援)

### ■ 8 - (5) - 2 (利用料や運賃等に対する割引・減免等)

- 「状態が変動する障害」の文言を追加して欲しい。

また、資料1の107ページの(3)の「障害特性に応じた就労支援」について、ここに難病という文言をぜひ入れて欲しい。

それからもう1つは、資料全体に言えることですが、「難病のある人や子ども」という表現と「難病のある人」だけの表現というのがあるが、修正のほうで「子ども」という文言を付け加えた文言がたくさんあったが、「子ども」が付いているところ、付いてないところがあり、この

表現の違いっていうものは何か基準を設けているのか。

それから、資料1の109ページ、「8－(5)－2」について、「障害のある人が」と主語があるが、障害のある人が全員減免を受けられているというような表現に受け取れる。障害があっても手帳のない人は実際に減免してもらえないところも多くある。表現が現実と合っていないのではないか。できれば、障害者手帳（の所持者）だけでなく、難病の医療証、受給者証と、あと小児慢性特定疾病の受給者証（の所持者）についても、減免の対象にしてもらいたい。

(事務局)

文言の修正、追加については検討したい。

あと、「子ども」が付いているところと付いていないところがあるという点については、関係部署に確認したい。また、「8－(5)－2」についても表記について検討したい。最後の受給者証等による減免の話についても、ご意見を関係部署のほうに伝えたい。

### ■ 9－(1)－5（社会参加活動を行うための環境の整備）

- 資料1の112ページ、「9－(1)－5」の文面と、それに関する資料3の「事業・取組」251ページの「9－(1)－5、社会参加活動を行うための環境の整備」を比較すると、251ページの関連事業のほうは、身体障害のある人の住みよい環境づくりを推進するためと、身体障害のある人のみを対象としているような記載になっているが、112ページのほうは身体障害のある人に限らない障害のある人、例えば、知的障害、精神障害、それから難病の方たちの社会参加活動、あるいは余暇支援などが記載されている。身体障害のある人以外の社会参加活動等への支援は具体的にどうしていくのか。

(事務局)

資料3の関連事業については、主立った事業を掲載している。

### ■ 3 成果目標 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 資料2-1の「(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の「イ」の部分で、福岡県からの数字がでないため全面的に削除するとの説明だが、なぜその数字を出さなくなったのかという背景など把握しているのなら教えて欲しい。

(事務局)

これについては、元々国が行う研究事業で数字が出された経緯がある。

その研究事業が変わってきて、当初は、平成29年度までは二次医療圏域ごとに退院率が出されていて、二次医療圏は、北九州以外、中間とか岡垣も含まれるが福岡県全体よりはより北九州市に近い形での数字であったが、その後の数字の出し方が福岡県の場合は県単位の1つということに変わった。そのため、その数字だと北九州市の目標に使用する数字にそぐわないという判断で今回は見送ったところである。

#### ■ 5 - (5) - 4 児童発達支援等の支援体制の充実

#### ■ 5 - (5) - 6 家族への支援体制の充実

○ 放課後等デイサービスはすごく充実していて、預ける先には困ってないが、その後、高等部を出たあとに生活介護に移行することになるが、そうなると思われていた時間がとても短いので、今働いているお母さんたちが仕事を辞めないといけなくなっている状況が続いている。この仕事や辞めたり替えないといけなくなっている状況を何とかして欲しい。

○ ショートステイはあるが、医療的ケアのお母さんのところで療育センターにもお世話になっているが、2床しかベッドがないとか、あと、2ヶ月前に先着順で電話した時にはもういっぱい結局預けられないということになり、その際はレスパイトもあるが、レスパイトにも行けないというお母さんたちが結構いて、数がやっぱり足りていないと感じている。需要と供給がまだ追いついていないというところは、正直あると思う。

あと、グループホームなどの親亡き後の預け先もやはり足りていなくて、入所に関しても、家で看られるうちは家で看たいというお母さんがほとんどだが、急に病気になったりした際の預け先がないという現状を知ってもらいたい。

○ 確かに医療的ケア児は、今、福祉という意味から話されたのは、医療業界全体としての問題である。そもそも、今までにないカテゴリーの方、いわゆる障害のある人を全員看るという専門家がやはりまだなかなか配属できていないというところが一番の問題点と思う。それは、基本、小児科がメインで対応するが、そのあと、成人になるといわゆる内科と、もう科が変わる。当然、小児科で対応できない科は、全科で対応しないといけなくなることになって、やはりそれだけの医療体制を障害のある施設に全てに導入できているかと言ったら、実際そうではない。医療体制がかなり脆弱なところがある。

やはり安全に過ごせる環境をどう整えるか、これはショートステイを皮切りに、親が高齢化する時には必ず今後問題になってくるので、体制づくりを引き続き強化していきたいと思う。

(事務局)

国も今、報酬改定の制度設計の中に、延長加算などの制度はあるが、なかなか報酬単価も低いので、国に対して政令市等から要望をしており、現在、国のほうで検討が行われている。

市としても、延長加算などを充実していけば、利用者に情報提供しながら、より長く受け入れられるような事業所が1つでも増えるように、情報提供や助言等を行っていきたいと考えている。

○ いわゆる With コロナのステージに入ってきているところで、先ほどのような要望が当然上がってくるが、医療の中の優先順位ってところを勘案しながらやっていくことになる。

障害を持たれる方々がどのように今からの人生を安心して生きていくのか、現実問題のところ病床数が少ない、それでは病床数をどうやって増やしていけばいいのかということ、こ

ここで皆様が声を上げていただいていることがやがて原動力となって、現実に関わり合っていくのではないかと思います。声を上げ続けていただきながら、賃料報酬の改定や、こういった不足しているような現状を改めたり、改善したりしていくところを最終的に国がみてくれるという形になっていければ、障害のある人が本当に目指す、いい社会がつくられるものだと考える。

皆様のご意見を、私の所属する団体のほうでも受ける窓口があるので、意見として上げていただければと思う。

#### ■ 1 - (1) 障害を理由とする差別の解消の推進

- 差別がなくなればよいが、実際にはなくなるのはそんなに簡単なことではないと思うので、自分も出前講座などに行き（障害に対する理解を深める）活動をしているが、障害を持っていることを理由に白い目で見られたりすることとか、いじめに遭ったりひどい目に遭わされたりする人もいっぱいいるので、そういうのがなくなることが一番ありがたいなと個人的には思う。

(事務局)

今回の計画にも基本目標の1つ目として、「人権の尊重と共生社会の実現」を掲げており、差別的な取り扱いをなくすことやいじめの防止、人権の権利擁護や虐待防止、そうしたことも含めて推進していきたいと考えている。

#### ■ 1 - (4) - 2 障害特性や必要な配慮等に関する市民理解の促進

#### ■ 1 - (4) - 3 障害のある人に配慮した設備・整備等の理解促進

#### ■ 2 - (1) - 8 聴覚障害のある人の市議会本会議等の傍聴等

#### ■ 2 - (2) - 1 意思疎通支援者の派遣・養成の推進

- 資料1の59ページの「1 - (4) - 2」には「盲ろう」、「1 - (4) - 3」には「視覚障害者」、65ページの「2 - (1) - 8」には「聴覚障害のある人」、「2 - (2) - 1」には「盲ろう者」と記載されている。

「盲ろう」という言葉にしてしまうと、視覚障害の人とか見えない人だけのことではないし、聴覚障害の人でも聞こえない人だけではないから、そういう人たちが何か阻害されたような感じに聞こえたりもするので、表現的には統一したほうがよいのではと思う。

(事務局)

「盲ろう」などの表現の文言の統一については、関係部局と協議してみたい。

#### ■ (2) 活動指標 ②日中活動系サービス キ 就労定着支援

- 資料1の129ページの「キ」の項目「就労定着支援」について、かなり人数は少ないが、就労定着支援の実績があり、169ページには今度は令和6、7、8年度の見込みの利用者数を書いてある。この就労定着支援はとても大切な支援だと思うが、他の支援と比べて極端に人

数が少ないと感じた。具体的に何をされているのかということと、活動の主体や、あと、ジョブコーチやカウンセラー、ソーシャルワーカーの派遣しているのかなど、具体的な事例を教えてください。

(事務局)

就労定着支援については、関係部局に確認して後日、回答したいと思う。

### ■ 6 - (2) - 3 医療的ケアが必要な子どもの支援の推進

- 医療的ケア児に関してだが、療育センターも内科には成人された大人の方も来られる。やはり放課後デイサービスが終わったあとどうするかと、成人に対してはそのようなケアがそもそもないため、発達障害などの「者」に対してどう考えるかというところは、今後、北九州市としても考えたほうがよいのではないかと。もう多分あつという間に子どもも大人になるので、すぐに問題化してくると思う。

(事務局)

医療的ケアが必要な子どもへの支援については、ここ数年、いろんな施策が誕生して充実をしている。今、ご指摘いただいたように、「者」になった時の支援がやはり遅れているといったような現状は確かにあるので、国も含めてどういった形で支援を進めていくのかというところは大きな課題であると思う。

### ■ 7 - (2) - 1 1 重度障害者大学等進学支援事業の利用促進

- 資料1の101ページの「7 - (2) - 1 1」について、「重度の障害のある人」というのがどんなイメージなのだろうかということがある。「身体介護等を提供することで」と記載されているが、解釈的にどうなのか、言葉の使い方として、身体介護等を提供することでカバーできているのかどうかと感じている。

それと、ショートステイや放課後等デイが使えなくなったあとの、18歳以上の成人への支援が今の学齢期の（お子さんのいる）お母さんたちにとっては重要な問題（心配事）になってはきていて、北九州市だけでは解決できない問題ではあると思うが、改善されていったらよいと感じている。

それと同時に、児童発達指導等の支援体制は、北九州市はすごく充実していて、おそらく事業所も増えていると思うが、この「健やかに育成できる」という子どもを中心にした考え方からすると、お母さんたちが必死に、何軒も何軒も「この日はここの事業所に、Aに行ってBに行ってCに」と行っていたら大体3つとか4つとか、契約しないといけない状態になってしまう。その度に多分、お子さんはびっくりする。違う体制の支援を受けてしまうことは、「健やかな」と言えるのかどうか、発達障害や知的障害がある子どもたちは、それに慣れていくのではと思いつつ、多分混乱するだろうとも思っている。それで、インクルーシブ教育のほうも、おそらく人手も足りないのにどうなっていくだろうと、今回の資料を見てすごく思ったが、現

状との乖離があるかなと感じている。

(事務局)

まず資料1の101ページ、「7-(2)-1 重度障害者大学等進学支援事業」については、現在、利用されている大学生が二人いる。大学生が学内でいろんな教育を受けるにあたり、基本的には、大学のほうでいろいろな移動のサポートであるとか、あるいは排泄のサポートであるとかを本来的にはすべきところではあるが、現実問題として、支援体制が十分に行き渡っているという状況にはないという現状があるため、今、利用されている方については、大学構内での移動のサポートをヘルパーさんがしたり、あるいは大学に通学する途中でトイレ介助をヘルパーさんがしたりと、介護のヘルパーさんが関わりながら、また大学自体もいろんなサポートをその学生に対して行いながら学生生活を送っているという現状である。

#### ■その他（こども家庭庁について）

○ 今、こども家庭庁が発足している。ただ、こども家庭庁はいわゆる子どもを対象にしているもので、大人に移行するところが、厚労省とこども家庭庁でうまく繋がらないというようなところがまだ出ているので、今後、その点について整理されていくのではないかと国の協議で少し話は聞いているので、今後、やはり子どもからも、生涯に渡り障害のある方たちを受け入れていくというような体制を、今後、是非、法律を含めて北九州市も捉えていければよいと思う。

#### ■難病の支援について

○ 難病の支援について、当事者団体だと本当に難しいと毎回感じている。特に変動のある疾患ということがあるので、この支援計画において、どこが谷間になってしまうのかというところを、具体例を含めて蓄積していったら、それを簡単に見返せる、例えば一般の方にも見返せるようなサイトなどが必要ではないかと話している。谷間というものを振り返ることで、この支援計画のどこに穴があるのかということが見いだせていくと思うので、そういう部分を計画でフォローやケースの蓄積を実際に行っていかななくてはいけないと思う。それは就労支援でもそうだが、難病相談支援センターのほうに上がってくる相談支援について、個人情報伏せた状態でケースの検討など、あとは合理的配慮の部分でも4月から一般企業のほうにも関わるので、企業の雇用者側においても分かりやすい事例というのも掲示していく必要があるのではないかなと思う。

#### 議題（2）

##### 市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施について

質問、意見等、特になし

8 その他 傍聴者2名

9 問い合わせ先 保健福祉局 障害福祉部 障害福祉企画課 企画調整係  
電話番号 093-582-2453